

09854P-00 3度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

消費税法

完全無欠の総まとめ



令和4年度試験対策

合格ノウハウが凝縮された、要点整理テキスト！

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、税理士試験の重要科目の一つである「消費税法」について、項目（テーマ）別に、重要な論点をコンパクトにまとめたものです。

消費税法は「税法」の一つですが、税法は「法律」であることから、難解、かつ読み取りづらい文章が多く、そのとっつきにくさに戸惑ってしまうことも多いでしょう。そのため、効果的な勉強方法がつかめず、手探りの学習に陥ってしまいがちですが、本書は、各項目の最初に「学習のポイント」を表示するなど、初めて学ぶ人でも効率よく学習が進められるように、さまざまな工夫を凝らしてあります。ですから、「ポイント整理」で要点をつかみ、「設例」を解き、「解説」で確認することで、無駄のない学習を進めていくことができるでしょう。

すでに一通り学習をした人は、知識に欠落がないか、弱点はないかを「設例」を解きながら確かめることができます。また、復習や試験前の総まとめの際にも最適なパートナーとなってくれるでしょう。

本書は、税理士試験で毎年抜群の実績を残しているTACで使用している基本テキストをはじめとする各種の教材をコンパクトにまとめたものですから、税理士試験に限らず、会計の実務の中で身につけておくべき知識を習得することもできます。

税理士試験の勉強は、何度も繰り返し学習することで

習熟度を増すことができるものです。「本書の特長と使い方」を参考に、自己の習熟度を確かめながら、受験勉強を進めてください。

本書が、「消費税法」を学習する人の、力強い味方になれば幸いです。

TAC税理士講座

本書の特長と使い方

- ① 本書は、消費税の計算に関する基本論点を中心に集録しています。本書を順番に読み進め、理解していくことにより、消費税の納付税額の基本的な計算ができるような構成になっています。

また、消費税法の理論のうち、計算に関係のある重要な論点についても集録してありますので、納付税額の計算パターンはもちろんのこと、さまざまな特例の適用を受けるための手続き等についても理解をすることができます。

- ② 各項目は税理士試験の**重要度に応じて、「A☆☆☆」「B☆☆」「C☆」の3段階を明示**しています。そのため、出題頻度の高い項目から取り組むなど、自己のスケジュールに合わせて学習することができます。
- ③ 各項目の最初に、効率のよい学習ができるように、「**学習のポイント**」として要点を提示しています。この「学習のポイント」に提示されている内容を確実に理解することを目標として、学習を進めてください。
- ④ 「ポイント整理」の中で、消費税法の重要な論点をコンパクトに解説しています。ここを読み進めることにより、理解を深め、正確な知識をインプットしてください。
- ⑤ 重要な論点のうち、文章では理解しにくいものについては、できるだけ図表を示すことにより、視覚的に

理解できるようにまとめてあります。図表を有効に活用してください。

- ⑥ 消費税の計算の中の特に重要な論点について、インプットした知識を正確にアウトプットできるようにするための練習として、各論点ごとに「設例」を設けました。ですから、手軽に持ち歩ける問題集としても活用することができます。
- ⑦ 「**ここを覚える!**」の中で、必ず覚えてほしいポイントをまとめてあります。
- ⑧ 各項目に関連する、覚えておきたい重要な語句、重要なポイントは色文字にしてありますので、一目で確認をすることができます。
- ⑨ 重要項目の理解と暗記には、繰り返し学習することが大切です。そこで、自己の学習がどの程度進んでいるかを確認できるように、各項目の最初のページに「学習度チェック」を付しました。

(本書は令和3年9月現在の法令に準拠しています。)

目 次

☆☆☆：重要度A

☆☆：重要度B

☆：重要度C

1	消費税の概要	☆☆☆	2
	〔1〕 消費税はモノの消費に対して広く課税		2
	〔2〕 消費税は間接税		2
	〔3〕 消費税の税率は7.8%		2
	〔4〕 消費税法上の「売上げ」と「仕入れ」		3
	〔5〕 納付税額の計算		3
	〔6〕 取引の分類		4
2	課税の対象	☆☆☆	6
	〔1〕 国内取引		6
	〔2〕 輸入取引		11
3	非課税取引	☆☆☆	14
	〔1〕 国内取引		14
	〔2〕 輸入取引		20
4	免税取引	☆☆☆	22
	〔1〕 免税取引		22
	〔2〕 輸出取引等の範囲		23
	〔3〕 輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税		26
5	課税標準及び税率	☆☆☆	30
	〔1〕 国内取引の課税標準		30
	〔2〕 輸入取引の課税標準		34
	〔3〕 税率		34
	〔4〕 軽減税率		34
6	納税義務者の原則	☆☆☆	38
	〔1〕 納税義務者に関する規定の体系		38
	〔2〕 納税義務者の原則		39
7	小規模事業者に係る納税義務の免除	☆☆☆	40
	〔1〕 納税義務の免除		40
	〔2〕 基準期間における課税売上高の計算		40

8	課税事業者の選択	☆☆☆	44
	〔1〕消費税課税事業者選択届出書		44
	〔2〕消費税課税事業者選択不適用届出書		45
	〔3〕宥恕規定		46
	〔4〕調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合		46
9	前年等の課税売上高による特例	☆☆	48
	〔1〕納税義務の免除の特例		48
	〔2〕特定期間とは		48
	〔3〕特定期間における課税売上高の計算		49
10	相続があった場合の納税義務の免除の特例	☆☆	50
	〔1〕相続年の納税義務の判定		50
	〔2〕相続年の翌年・翌々年の納税義務の判定		51
	〔3〕事業場を分割して承継した場合		51
11	合併があった場合の納税義務の免除の特例	☆☆	52
	〔1〕吸収合併の場合		52
	〔2〕新設合併の場合		54
12	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例	☆☆	56
	〔1〕新設分割子法人の場合		56
	〔2〕新設分割親法人の場合		58
	〔3〕分割承継法人の場合		59
13	新設法人の納税義務の免除の特例	☆☆	60
	〔1〕新設法人の納税義務の判定		60
	〔2〕判定に関する留意点		60
	〔3〕調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合		61
14	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	☆☆	62
	〔1〕特定新規設立法人の納税義務の判定		62
	〔2〕判定に関する留意点		62
	〔3〕調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合		63
	〔4〕特定要件		63
	〔5〕解散法人がある場合		63
	〔6〕基準期間に相当する期間における課税売上高		63
15	高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例	☆☆	64
	〔1〕納税義務の免除の特例		64
	〔2〕高額特定資産の仕入れ等		64
	〔3〕棚卸資産の調整を受けた場合		64

16	課税期間	☆☆	66
	〔1〕 課税期間の原則		66
	〔2〕 課税期間の特例		67
	〔3〕 消費税課税期間特例選択・変更届出書		68
	〔4〕 消費税課税期間特例選択不適用届出書		69
17	資産の譲渡等の時期	☆	72
	〔1〕 資産の譲渡等の時期の原則		72
	〔2〕 延払基準		72
	〔3〕 工事進行基準		74
	〔4〕 現金基準		77
18	仕入れに係る消費税額の控除(その1)	☆☆☆	78
	〔1〕 課税仕入れとは		78
	〔2〕 特定課税仕入れとは		78
	〔3〕 売上げと仕入れの体系		79
19	仕入れに係る消費税額の控除(その2)	☆☆☆	82
	〔1〕 課税期間における課税売上高の計算		82
	〔2〕 課税売上割合の計算		83
	〔3〕 非課税売上高の計算上の注意点		84
20	仕入れに係る消費税額の控除(その3)	☆☆☆	88
	〔1〕 全額控除の場合		88
	〔2〕 按分計算が必要な場合		90
	〔3〕 適用要件		97
	〔4〕 居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限		97
21	売上げに係る対価の返還等	☆☆☆	100
	〔1〕 売上げに係る対価の返還等の具体的範囲		100
	〔2〕 売上げに係る対価の返還等の処理		100
	〔3〕 売上げに係る対価の返還等の処理をしないもの		101
	〔4〕 適用要件		101
22	特定課税仕入れに係る対価の返還等	☆	102
	〔1〕 範囲		102
	〔2〕 計算パターン		102
	〔3〕 留意点		102

23	貸倒れ	☆☆☆	104
	〔1〕 貸倒れの範囲と貸倒れの額		104
	〔2〕 貸倒れの処理		105
	〔3〕 貸倒れの処理をしないもの		105
	〔4〕 適用要件		105
	〔5〕 貸倒れの回収があった場合		106
24	仕入れに係る対価の返還等	☆☆	112
	〔1〕 仕入れに係る対価の返還等の具体的範囲		112
	〔2〕 仕入れに係る対価の返還等の処理		112
	〔3〕 課税貨物に係る消費税額の還付があった場合の処理		114
25	非課税資産の輸出等	☆☆☆	118
	〔1〕 非課税資産の輸出を行った場合		119
	〔2〕 資産の国外移送を行った場合		120
26	課税売上割合の著しい変動	☆☆	122
	〔1〕 調整対象固定資産とは		122
	〔2〕 課税売上割合が著しく変動した場合		123
27	調整対象固定資産の転用	☆☆	128
	〔1〕 課税業務用から非課税業務用に転用した場合		128
	〔2〕 非課税業務用から課税業務用に転用した場合		129
28	居住用賃貸建物に係る消費税額の調整	☆☆	132
	〔1〕 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合		132
	〔2〕 居住用賃貸建物を譲渡した場合		134
29	棚卸資産に係る消費税額の調整	☆☆	138
	〔1〕 免税事業者が課税事業者となった場合		138
	〔2〕 課税事業者が免税事業者となった場合		139
	〔3〕 事業承継した場合		139
30	特定収入に係る仕入税額の特例	☆	142
	〔1〕 特定収入		142
	〔2〕 特定収入に係る仕入税額の特例		143
	〔3〕 適用要件		145
31	簡易課税制度	☆☆☆	148
	〔1〕 簡易課税制度を適用した場合の控除対象仕入税額の計算式		148
	〔2〕 みなし仕入率		148
	〔3〕 適用要件		154
	〔4〕 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合		156

	〔5〕 高額特定資産を取得した場合	156
	〔6〕 棚卸資産の調整の適用を受けた場合	157
	〔7〕 災害等があった場合の簡易課税制度の届出に関する特例	157
32	確定申告制度	☆ 164
	〔1〕 確定申告書の提出義務者	164
	〔2〕 確定申告書の提出期限	165
	〔3〕 添付書類	165
	〔4〕 確定申告による納付又は還付	165
33	還付を受けるための申告制度	☆ 168
	〔1〕 還付を受けるための申告書を提出できる者	168
	〔2〕 添付書類	169
	〔3〕 還付申告による還付	169
34	中間申告制度	☆☆☆ 170
	〔1〕 一月中間申告	170
	〔2〕 三月中間申告	171
	〔3〕 六月中間申告	172
	〔4〕 仮決算による場合	174
	〔5〕 前期納税実績と仮決算の選択	174
35	引取りの申告制度	☆ 176
	〔1〕 引取りの申告	176
	〔2〕 納付等	176
36	納税地	☆ 178
	〔1〕 国内取引の納税地	178
	〔2〕 輸入取引の納税地	179
	〔3〕 輸出品販売場購入物品を譲渡した場合の納税地	179
37	国境を越えた役務の提供に係る課税	☆☆☆ 180
	〔1〕 国境を越えた役務の提供に係る課税	180
	〔2〕 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る課税	183
■	索引	186

※ 適用税率は、特段指示のあるものを除き、消費税7.8%、地方消費税2.2%とし、税率の経過措置が適用される取引及び軽減税率の対象となる取引は含まれていないものとする。

完全無欠の総まとめ

消費税法

1 消費税の概要

重要度 A



● 学習のポイント ●

1. 消費税を学習するにあたり、必要な基礎的事項を確認する。
2. 消費税は誰がどのようにして納めるものなのかを知る。
3. 消費税の納付税額の計算方法を知る。
4. 取引の分類の大枠をつかむ。

ポイント整理

〔1〕消費税はモノの消費に対して広く課税

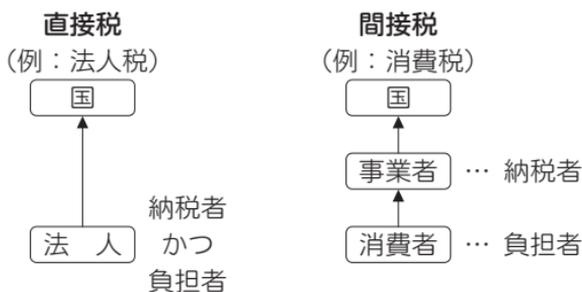
消費税は、酒税やたばこ税のように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として**国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供**に対して課税されている。

また、輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税することとしている。

このように、消費税は消費に広く負担を求めるという観点から、「一般消費税」と呼ばれている。

〔2〕消費税は間接税

- 〔直接税 … 税の負担者と納税者が同一である税金〕
- 〔間接税 … 税の負担者と納税者が異なる税金〕



〔3〕消費税の税率は7.8%

消費税の税率は10%であるが、この内訳は、**国税7.8%、地方税2.2%**となっている。

なお、受験においては、**国税7.8%**部分に着目して学習することとなる。

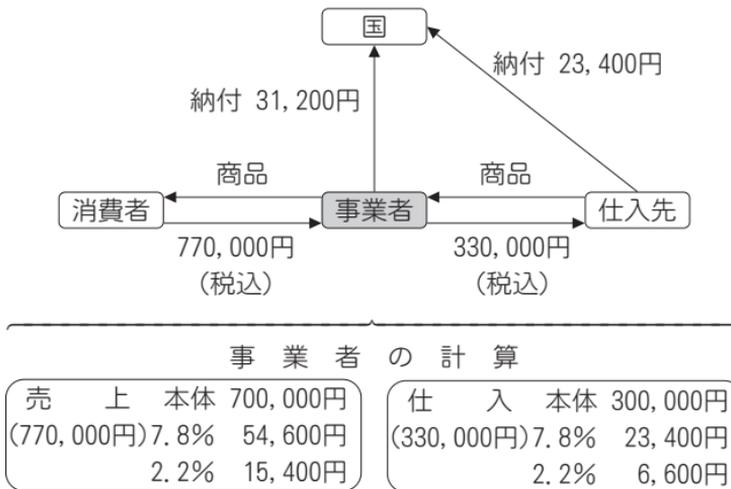
〔4〕消費税法上の「売上げ」と「仕入れ」

消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念であり、棚卸資産に限らず、資産等を売却すればすべて「売上げ」となる。したがって「収入」と同義と考えることができる。「売上げ」のうち消費税が課税されるものを「課税売上げ」という。

また、「仕入れ」についても、棚卸資産に限らず、資産等を購入すれば、すべて「仕入れ」となる。したがって「支出」と同義と考えることができる。「仕入れ」のうち消費税が課税されるものを「課税仕入れ」という。

〔5〕納付税額の計算

消費税のしくみを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、資産の販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は「**預かった消費税額**」から「**支払った消費税額**」を差し引いて「**納付税額**」を計算し、納めることとなる。



$$\text{預かった消費税額} - \text{支払った消費税額} = \text{納付税額}$$

$$54,600円 \quad \quad 23,400円 \quad \quad 31,200円$$

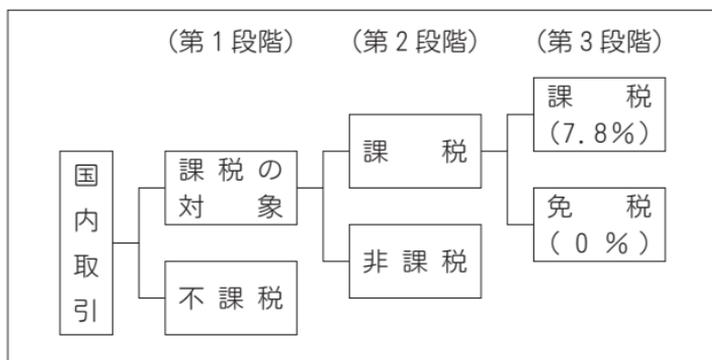
消費税法では、預かった消費税額を「**課税標準額に対する消費税額**」といい、支払った消費税額を「**控除対象仕入税額**」という。

〔6〕取引の分類

P. 3で示したように、消費税の納付税額は売上金額から「預かった消費税額」を、仕入金額から「支払った消費税額」をそれぞれ計算することにより求める。したがって、消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。

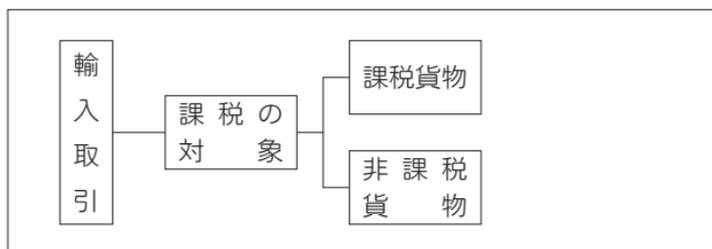
(1) 国内取引の分類

国内で行う取引については、次の各段階に従って分類し、最終的に「課税(7.8%)取引」に分類された取引に消費税が課税されることとなる。



(2) 輸入取引の分類

輸入により国内に仕入れる貨物については、次の段階に従って分類し、最終的に「課税貨物」に分類された貨物に消費税が課税されることとなる。



2 課税の対象

重要度 A



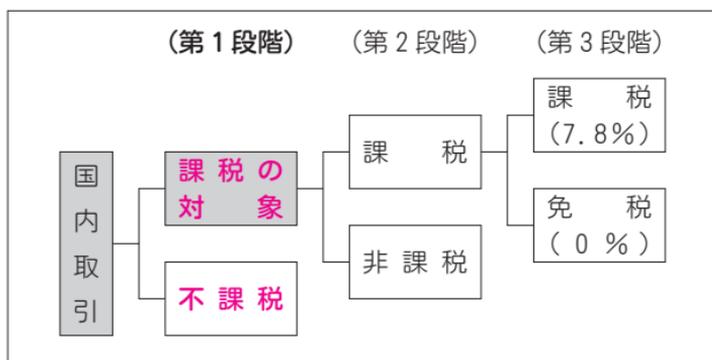
● 学習のポイント ●

1. 国内取引の課税の対象の4要件を確認する。
2. 輸入取引の課税の対象とはどのようなものかを知る。

ポイント整理

〔1〕国内取引

(1) 課税の対象と不課税取引



国内取引の分類の第1段階は、取引を「課税の対象」と「不課税取引」とに分けることである。

課税の対象とは「消費税法が適用されるもの」という意味である（「消費税が課税されるもの」という意味ではない）。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(2) 国内取引の課税の対象となるための4要件

次の4要件をすべて満たした取引が国内取引の課税の対象に分類される。

ここを覚えろ！

●国内取引の課税の対象の4要件

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡・貸付け、役務の提供であること。

(注) 特定資産の譲渡等、特定仕入れを考慮していない。

この「課税の対象の4要件」の内容は以下の通りである。

① 国内において行うもの

その取引が国内において行われたかどうかの判定は、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

[資産の譲渡等の場合]

イ 資産の譲渡・貸付けの場合

(イ) 原則

譲渡・貸付け時の資産の所在場所

(ロ) 例外

特許権等	登録機関の所在地 (2以上の国に登録している場合には、権利の譲渡・貸付けを行う者の住所地)
著作権等	譲渡・貸付けを行う者の住所地
営業権等	権利に係る事業を行う者の住所地
有価証券 (一定のものを除く)	有価証券の所在場所
振替機関等が取り扱う有価証券等又は持分	振替機関等の所在地
振替機関等が取り扱わない券面のない有価証券又は持分	有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等
金銭債権	債権者の事務所等の所在地
ゴルフ場 利用株式等	ゴルフ場等の所在地

ロ 役務の提供の場合

(イ) 原則

役務の提供地

(ロ) 例外

国際運輸	出発地又は到着地のいずれか
国際通信	発信地又は受信地のいずれか
国際郵便等	差出地又は配達地のいずれか
国内及び国外にわたって行われるものその他の明らかでないもの	役務の提供を行う者の事務所等の所在地

- ハ 電気通信利用役務の提供の場合
役務の提供を受ける者の住所等
- ニ 利子を対価とする金銭の貸付け等の場合
貸付け等を行う者の事務所等の所在地

〔特定仕入れの場合〕

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、上記
□又はハの場所

ただし、次の場合は、この限りでない。

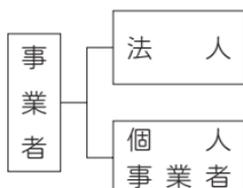
(イ) 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（注）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。

（注）事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。

(ロ) 事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れ（注）のうち、国外において行う資産の譲渡等のみ要するものは、国外で行われたものとする。

② 事業者が事業として行うもの

事業者とは、個人事業者及び法人をいう。



その行う活動は、すべて「事業として」に該当する。

その行う活動のうち、事業者としての立場で行う取引に限られる。

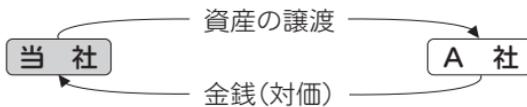
したがって、個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する行為は「事業として」に該当しない。

（注）サラリーマンの雇用契約等に基づく役務の提供は「事業として」に該当しない。

（注）事業付随行為も「事業として」に該当する。

③ 対価を得て行うもの

対価を得て行うとは、資産の譲渡等に対して反対給付を受けることをいう。



対価性のない取引（＝不課税取引）の具体例

- イ 資産の贈与（＝無償の譲渡）
- ロ **保険金**、共済金
- ハ **損害賠償金**（一定のものを除く。）
- ニ 立退料（一定のものを除く。）
- ホ **配当金**
- へ **寄附金**、祝金、見舞金等
- ト 補助金、助成金等
- チ 敷金、保証金等で返還義務があるもの

④ 資産の譲渡、貸付け、役務の提供

- 資産の譲渡 …… 商品の販売、資産の売却など
- 資産の貸付け …… 建物の賃貸、自動車のレンタルなど
- 役務の提供 …… サービスの提供を行うことなど

(3) みなし譲渡

上記4要件のうち、「事業として」あるいは「対価を得て」という要件を満たしていないにもかかわらず、満たしているものとして取り扱う取引を「みなし譲渡」という。

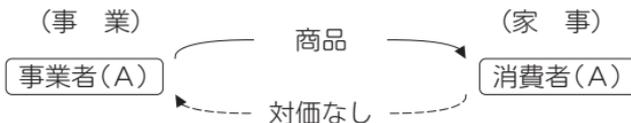
「みなし譲渡」は、次の2つに限定されている。

① 個人事業者の家事消費

(例) 個人事業者(A)が商品を家庭用に使用した。

これを課税の対象の4要件と照らし合わせると…

- 「家庭用に」→「事業として」に該当しない
- 「使用した」→「対価を得て」に該当しない

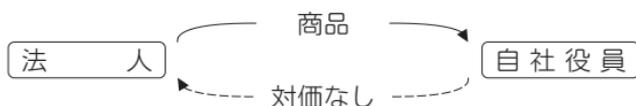


② 法人のその社の役員に対する贈与

(例) 法人が商品をその社の役員に対して贈与した。

これを課税の対象の4要件と照らし合わせると…

「贈与」→「対価を得て」に該当しない



上記のみなし譲渡は、4要件のうち「事業として」あるいは「対価を得て」という要件を満たしていないにもかかわらず、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。したがって、国内において行われたものである場合には4要件すべてを満たし、課税の対象となる。

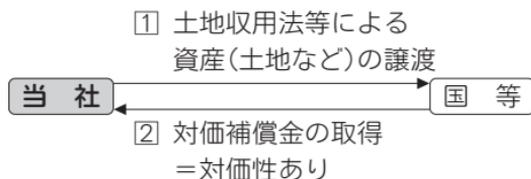
(4) 資産の譲渡等に類する行為

以下に掲げる取引は、一見すると対価性のない取引であるが、実質的に一定の反対給付があると考えることにより、資産の譲渡等に含まれる。したがって、以下に掲げる取引を国内において事業者が行った場合には課税の対象となる。

- ① 代物弁済による資産の譲渡
- ② 負担付き贈与による資産の譲渡
- ③ 金銭以外の資産の出資（現物出資）
- ④ 特定受益証券発行信託又は法人課税信託をした場合における資産の移転等
- ⑤ 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- ⑥ 不特定多数の者への送信に係る受信料

(5) 土地収用法等の規定による収用

土地収用法とは国等が半強制的に土地等を買収する法律である。補償金は原則的には対価性のない収入であるが、土地等の譲渡の見返りとして収受する対価補償金は、例外的に対価性があるものとして取り扱う。（対価補償金以外の補償金は、原則通り、対価性がない。）したがって、国内において事業者が土地等を収用され、対価補償金を取得する行為は課税の対象となる。



税理士受験シリーズ
2022年度版 消費税法 完全無欠の総まとめ

発行日 2021年11月20日
初版発行
編著者 TAC株式会社 (税理士講座)
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09854P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。